

平成24年度監査基本計画

1 基本方針

本市においては、合併による効果や地方交付税の増額等により、現時点の財政状況は比較的良好な状態となっているが、合併算定替え等により普通交付税が平成28年度から段階的に減少し、平成32年度で終了した場合には5億円以上の減少が見込まれている。総合計画に将来像として掲げる「“わ”のまち能代」の実現に向けて様々な施策に継続して取り組むため、持続可能な行財政運営は必要不可欠であり、より一層有効かつ効率的な事務事業の執行に努める必要があると考える。

職員数が減少し事務量が増加するなか、有効かつ効率的な事務事業を執行するためには、内部統制が十分に機能し、それぞれの事務事業の必要性、緊急性、効果等が随時検証されなければならないが、例年の定期監査等では、内部統制が十分に機能していない状況も見受けられる。

このような状況を踏まえ、本年度における監査は、従来どおり指導的監査に重点を置いて行うが、特に次の事項について配慮して実施するものとする。

- 定期監査は、財務的な視点にとどまらず、行政監査的な視点にも意を用いて実施する。
- 監査の実効性を確保するため、これまでの指摘事項に対する改善状況を把握し、適宜、是正、改善の報告を求めていく。
- 財政援助団体等監査は、前年度に引き続き、補助金の算定根拠、補助事業等の履行確認の状況を主眼に実施する。

2 実施監査種別及び方針

(1) 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、公営企業・準公営企業会計については、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として、独立採算性等の見地から企業経営のあり方について監査を実施する。

また、財政健全化法に基づく健全化比率等については、基礎となる計数の正確性を検証するとともに、前年度比率からの増減の内容について、調査・分析を行うものとする。

（２）基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうか、またペイオフ対策では相殺範囲内の預け入れとなっているかなど、運用の安全性が確保されているかどうかを主眼として実施する。

（３）定期監査

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

前期及び中期定期監査では、施設の実地監査を主体に行うこととする。本年度においては、施設の種類を特定せず、概ね５年程度実地監査を行っていない施設を対象として実施するが、１，２年前に実施した施設から数カ所については、その後の対応状況を確認するための実地監査を実施する。

小中学校の実地監査については、施設の安全管理等のほか、前年度に引き続き平成１７年度実施の備品監査の結果への対応状況について、併せて確認を行う。

後期定期監査は、例年どおり全課を対象に実施する。

（４）財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、前年度で監査の対象としていない補助金を中心に実施する。前年度までの監査結果を踏まえ、補助要綱等が整備されているか、補助対象や算定根拠が明確になっているか、補助事業に係る帳簿、領収書等の確認を含め履行確認が適切に行われているかを主眼として実施する。

また、指定管理については、協定内容の遵守状況、所管課における実地調査の状況等を主眼に監査を実施する。なお、指定管理施設の実地監査は、前期及び中期定期監査の施設実地監査の期間に組み入れて行うこととする。

（５）例月出納検査

各会計の現金の出納について計数の正確性を検証するとともに、事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するほか、期末監査である決算審査に対する期中監査と位置づけ、財務事務処理に関する監査を継続的に実施する。

特に下水道事業については、地方公営企業法適用の初年度であるため、出納検査はもとより、勘定仕訳の正確性や資金繰りの状況等についても確認を行うこととする。

（６）その他

行政監査としては実施しない予定であるが、定期監査等の中で行政監査的視点をもって監査を実施することとし、前期、中期、後期の定期監査ごとにテーマを示すものとする。

3 執行上の留意点

- (1) 監査は、年間監査基本計画と各監査実施計画に基づき、適時に秩序整然と実施する。
- (2) 監査は、基本方針に基づいて行うとともに、監査の着眼点等を的確に定め、監査対象に即した監査方法を選択して実施する。
- (3) 定期監査及び例月出納検査においては、市民への説明責任と信頼性の確保を重視し、監査を実施する。
- (4) 監査を実施し、その結果不当な事項等があった場合には、報告書の各課等記載欄に明記し、具体的な改善を求めていく。
- (5) 監査委員は、監査の実効性を確保するため、指摘事項に対する改善状況を把握し、適宜、是正、改善の報告を求めていく。なお、改善が進まないと認められるものについては、監査委員によるヒアリングも検討する。
- (6) 監査を終了したときは、速やかにその結果を決定し、報告、意見等を提出するとともに、ホームページ等でその結果を広く市民に周知する。

4 各監査実施（予定）期間

定期監査 (平成24年度分)	【前期定期監査（4月～6月）】 ・ 4月下旬～5月上旬 関係簿冊等調査 ・ 5月中旬～5月下旬 実地監査 ・ 6月上旬 監査結果講評 【中期定期監査（7月～9月）】 ・ 7月下旬～8月上旬 関係簿冊等調査 ・ 8月中旬 実地監査 ・ 9月上旬 監査結果講評 【後期定期監査（10月～1月）】 ・ 10月～12月 各課等の簿冊等調査 ・ 1月中旬 監査結果講評
財政援助団体等監査 (平成23年度分)	9月～1月 ・ 9月～12月 関係簿冊等調査 ・ 1月中旬 監査結果講評
企業会計決算審査 (平成23年度分)	6月～9月 ・ 6月～7月 関係書類等審査 ・ 7月中旬 決算審査に係る聞き取り ・ 9月上旬 意見書提出
一般会計等決算審査 (平成23年度分)	6月～9月 ・ 6月～8月 関係書類等審査 ・ 8月中旬 決算審査に係る聞き取り ・ 9月中旬 意見書提出
例月出納検査	毎月中旬から月末まで